最終更新日：2021年3月18日

株式会社エル・ティー・エス
代表取締役社長 樺島弘明
問合せ先：03-5919-0512
証券コード：6560
https://lt-s.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、次の「Mission」、「Vision」、「Value」を掲げ、健全かつ公正な事業活動を通じて、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図るとともに、社会の持続的発展に貢献することを目指しており、その実現のための基盤として、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題に位置付けております。企業統治の体制及び内部統制システム等のコーポレート・ガバナンスの仕組みについては、株主をはじめとする各ステークホルダーからの要請や社会動向などを踏まえて、透明、公正かつ迅速な意思決定を行うことができるよう、毎年検証を行い、適宜必要な施策を実施していきます。

■Mission
可能性を解き放つ
～人の持っている可能性を信じ、自由で活き活きとした人間社会を実現する～

■Vision
世界を拡げるプロフェッショナルカンパニー

■Value
・Learn　学びまくる
・Engage　言ったことはやる
・Think　考え抜く、思い尽くす
・Un-hesitate　まずやってみる
・Surprise　驚かせる

■経営の基本原則
・お客様の成長に貢献する
・個人の創造性と個性を尊重する
・誠実に徹する

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2④　株主総会における権利行使】
現在、当社は、海外投資家の持株比率が低いため、議決権電子行使プラットフォームへの参加及び招集通知の英訳は行っておりません。今後は、株主構成の変化に応じて、適宜その導入等について検討してまいります。

【補充原則3－1②　英語での情報開示・提供】
現在、当社は、海外投資家の持株比率が低いため、コスト等を勘案し、英語での情報開示は当社ホームページ内の一部情報のみとし、英語版決算説明資料は、決算発表時の同時提供は行っておりません。今後は、当社の株主における海外投資家等の比率を踏まえ、英語版決算説明資料のタイムリーな開示等、英語での情報開示の充実について、適宜検討してまいります。

【補充原則4－1③　最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用】
現在、当社は最高経営責任者の後継者計画を明確に策定しておりません。今後は、その要否を含め検討してまいります。

【4－11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
（取締役会の構成）
当社の取締役会は、各事業分野に精通した業務執行取締役と、企業経営に関する幅広い経験及び企業法務に関する適切な知見を有した監査等委員である取締役で構成されておりますが、ジェンダーや国際性の面において多様性ある取締役会の実現には至っておりません。また、財務・会計に関する適切な知見を有している者を監査等委員である取締役に選任しておりません。
今後は、取締役会の多様性と適正規模を両立させる観点から、必要に応じて見直しの検討を行ってまいります。

【補充原則4－11③　取締役会実効性の評価】
当社の取締役会では、高い出席率、十分な議論の時間の確保、監査等委員である社外取締役からの活発な議論及び意見交換等により、実効性は確保できているものと考えております。取締役会全体としての実効性に関する分析・評価については、今年度より実施しておりますが、結果の開示については、今後の課題として検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　政策保有株式】
当社では、取引や事業上必要である場合を除き、純投資目的以外の目的で他社の株式を取得・保有しないことを基本方針としております。
取引先との関係強化や情報収集等を目的とし、中長期的に企業価値の向上に資すると取締役会において判断した場合には、他社の株式を政策的に保有する可能性がありますが、その場合においては、担当取締役による取引内容のスコアリングなどに基づく保有メリットの検証等を適宜実

施し、必要に応じて取締役会に諮り、中長期的な企業価値向上の観点を踏まえて議決権を行使することとし、単なる安定株主としての保有は行いません。また、保有の効果及び合理性について継続的に検証を行い、定期的に保有方針の確認を行ってまいります。

【1－7　関連当事者間の取引】
当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会において、事業上の必要性、取引条件の妥当性等を慎重に審議し、決議することとしております。また、取締役に対して、関連当事者取引に関する調査を定期的に実施する等の管理体制を構築しております。

【2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社には、現在、企業年金制度はなく、アセットオーナーとしての機能を有しておりません。

【3－1　情報開示の充実】
（ⅰ）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社の経営理念及びミッションは、当社ホームページにて開示しております。また、当社の経営戦略及び経営計画については、決算説明会において説明するとともに、決算説明資料をホームページにて開示しております。
経営理念及びミッション　https://lt-s.jp/about _ us
決算説明資料　https://lt-s.jp/ir/presentations

（ⅱ）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「1．基本的な考え方」及び当社ホームページをご覧ください。
https://lt-s.jp/ir/governance

（ⅲ）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
監査等委員でない取締役の報酬等の額については、基本報酬、譲渡制限付株式報酬及び賞与で構成されており、株主総会で決議した報酬枠の範囲内で、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会で報酬構成や水準等において審議を行い、その答申に基づいて、取締役会決議により決定しております。なお、報酬構成や水準は、社会情勢や市場水準、同業他社との比較等を考慮のうえ、当社における経営に意思決定及び監督機能を十分に発揮するための対価として相応しい水準を設定する方針としております。
監査等委員である取締役の報酬等の額については、基本報酬のみで構成されており、株主総会で決議した報酬枠の範囲内で、業務の分担等を勘案し、監査等委員である取締役全員の同意により決定しております。

（ⅳ）取締役会が取締役・経営陣幹部の指名・選任を行うに当たっての方針と手続
監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）については、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献する資質を備えた者であることを前提に、
①社内や顧客などのステークホルダーからの支持はあるか
②これまでの実績及び経営に関する能力はあるか
③当社の経営理念を体現できる人財か、コミットする姿勢があるか
④チームとして取締役会が機能するか
等の観点から、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会において充分に議論した後、取締役会の決議を経て株主総会に上程し、その決議を経るというプロセスにより、公正かつ透明性の高い手続きにより指名しております。

社外取締役については、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、企業経営に関する多様な経験及び高度な専門性を有し、他の取締役の監督を通じて当社の経営の健全性を確保する資質を備えた者であることを前提に、監査等委員である取締役については監査等委員会における検討・同意を経た上で、指名しております。

（ⅴ）取締役会が取締役・経営陣幹部の指名・選任を行う際の、個々の選任・指名についての説明
選任理由については、株主総会招集通知にて開示しおります。

【補充原則4－1①　経営陣に対する委任の範囲】
当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営会議を設け、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っております。

（取締役会）
「取締役会規程」に基づき、法令及び定款に定められた事項、当社及びグループ会社の重要事項等について決定しております。その他の事項においては、「職務権限規程」に基づき権限委譲を行っております。

（経営会議）
代表取締役を議長とし、監査等委員でない取締役、執行役員及び部門長で構成され、取締役会に先立つ論点明確化のための会議体として、会社の経営方針、経営戦略、事業計画等について議論するとともに、日常の業務執行の確認及び検討を迅速に行う等、業務執行の全般的な統制を行っています。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法が定める社外取締役の要件に加え、東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、経営者としての経験・見識や、財務・会計・コンプライアンスまたは法律に関する専門的な知見を有することにより、当社の意思決定に関する助言や経営の監督への貢献を期待できる者を独立社外取締役の候補者として選定しております

【補充原則4－11①　取締役会全体に関する考え方】
当社の取締役会は、監査等委員でない取締役6名（うち、1名は社外取締役）、監査等委員である取締役3名（全員が社外取締役であり、1名は常勤監査等委員）で構成しており、適切な規模であると考えております。
選任に関する方針につきましては、前記【3－1(ⅳ)】の記載をご覧ください。

【補充原則4－11②　役員の他の上場会社の役員兼任状況】
役員の重要な兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書等を通じ、開示を行っております。

【補充原則4－14②　取締役等のトレーニングの方針】
当社の取締役として求められる役割及び責任を十分に果たせるよう、職務執行や役割・責任の理解に必要と考えられる外部セミナーに参加し、知

識習得やマネジメント能力の向上を図っております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、グループ経営推進室がIR業務を担当しております。株主や投資家に対しては、決算説明会を半期毎に開催するとともに、逐次、取材対応やスモールミーティングを実施しており、代表取締役社長やグループ経営推進室にて対応しております。今後は、当社の株主構成、比率等の状況に応じて、機関及び個人投資家向け説明会の充実や海外投資家対応の実施等、株主との建設的な対話促進に向けた取り組みを推進してまいります。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
樺島　弘明	570,000	13.87
株式会社クレスコ	404,000	9.83
李　成一	265,000	6.45
金藤　正樹	250,000	6.08
塚原　厚	236,000	5.74
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	186,000	4.53
株式会社李成一事務所	80,000	1.95
株式会社ＫＡＨ	76,000	1.85
高麗　貴志	75,000	1.82
株式会社ＳＢＩ証券	73,600	1.79

支配株主(親会社を除く)の有無	――――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
武村　文雄	他の会社の出身者								△			
粟田　敏夫	他の会社の出身者											
高橋　直樹	他の会社の出身者											
金川　裕一	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武村　文雄	○	○	武村氏は、当社の取引先である日本アイ・ビー・エム株式会社において、2009年3月まで、執行役員として業務執行しており、また、2011年11月から2012年12月まで、顧問を務めておりましたが、過去3年間における取引額は、当社及び同社それぞれにおいて僅少であり、当社の意思決定に際し、影響を与える恐れはありません。	大手IT企業における職務経験が長く、システム開発・運用業務全般に対する専門的な知見を有するとともに、関連会社において社長を務めるなど、企業経営者としての経験と経営全般に対する幅広い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待して選任しております。

粟田　敏夫	○	○	―――	大手総合商社及びその関連会社において、CIO（最高情報責任者）としての職務経験や企業経営全般についての幅広い経験を有しており、経営全般の監視機能強化を期待して選任しております。
高橋　直樹	○	○	―――	複数の事業会社や保険会社において一貫して企業法務に携わり、コーポレート部門の担当役員として企業経営にも関与しており、企業法務及び企業経営に関する専門的知見を活かした経営全般の監視機能強化を期待して選任しております。
金川　裕一		○	―――	大手企業の関連会社において、代表取締役等の要職を歴任し、経営者として、事業成長をけん引してきた経験を持ち、経営全般に対する幅広い見識を有しており、その豊富な見識による助言、提言を通じて、当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンス強化に寄与いただけることを期待して選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

当社では、監査等委員のうち、1名が常勤監査当委員であることから、現在、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置いておりません。ただし、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会が指定する期間、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当者及び監査等委員は、内部監査の実施状況等について、随時情報交換を行っております。また、内部監査担当者、監査等委員及び会計監査人は、定期的に情報交換を行い相互の連携を高めるとともに、監査上の問題点の有無や課題等についても情報共有を行うことで、監査機能の向上を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	2	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	2	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社では、監査等委員でない取締役の指名及び報酬等に関する手続の公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレート･ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として、指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役（代表取締役1名及び2名以上の社外取締役）によって構成され、予め定める年間スケジュールの他、必要に応じて適宜開催することとしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員全てを独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上へのモチベーションを高め、企業価値の向上に資することを目的として、社内取締役にストックオプションを付与しております。
また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役はもとより、従業員にも当社の業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、社内取締役及び従業員にストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。総額にて開示をしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額については、基本報酬、譲渡制限付株式報酬及び賞与で構成されており、株主総会決議により承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会で報酬構成や水準等について審議を行い、その答申に基づいて、取締役会決議により決定しております。なお、報酬構成や水準は、社会情勢や市場水準、同業他社との比較等を考慮のうえ、当社における経営の意思決定及び監督機能を十分に発揮するための対価として相応しい水準を設定する方針としております。
監査等委員である取締役の報酬等の額については、基本報酬のみで構成されており、株主総会決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業務の分担等を勘案し、監査等委員の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートについては、内部監査を担当するグループ内部監査室が、必要に応じて社外取締役の指示に基づくサポートを行える体制を整えており、グループ内部監査室と連携しながら、資料の提供や説明、意見交換をおこなっています。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会：
当社の取締役会は、監査等委員でない取締役6名（うち、社外取締役1名）及び監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役3名）によって構成され、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、法令及び定款、取締役会規程に定めるところにより、経営全般に関する重要な意思決定を行うとともに、各取締役の職務執行状況を多面的に監督・監視し、当社の経営の効率性及び透明性を確保しております。

監査等委員会：
当社の監査等委員会は、常勤の社外取締役1名及び非常勤の社外取締役2名によって構成され、毎月1回の定例監査等委員会のほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催いたします。監査等委員である取締役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、必要に応じて意見を表明するとともに、役員及び従業員へのヒアリング等により、経営に対する適正な監視を行うこととしております。また、内部監査担当及び会計監査

人とも密に連携し、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

指名報酬委員会:
当社の指名報酬委員会は、代表取締役1名及び2名以上の社外取締役で構成され、委員長は社外取締役から選任しております。指名報酬委員会は、予め定める年間スケジュールの他、必要に応じて適宜開催し、監査等委員でない取締役の指名及び報酬等について、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保することとしています。

経営会議:
当社の経営会議は、監査等委員でない取締役、執行役員、部門長等の幹部社員で構成され、取締役会に先立つ論点明確化のための会議体として、会社の経営方針、経営戦略、事業計画等について協議するとともに、日常の業務執行の確認及び検討を迅速に行い、経営活動の効率化を図ることとしております。経営会議は原則として毎月1回以上の頻度で開催しており、構成員に加えて監査等委員である取締役が出席し、必要に応じて意見を述べることとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督 機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、取締役会が業務執行の決定を広く 取締役に委任することを可能とすることで経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図ることを目的として、2019年3月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行しております。また、取締役等の指名及び報酬等に関する手続の公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、指名報酬委員会を設置しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今後の検討事項と考えています。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日については、より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、集中日を避けるよう配慮しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討事項と考えています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討事項と考えています。
招集通知（要約）の英文での提供	今後の検討事項と考えています。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	■適時開示に係る基本方針 当社は、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対し、正確な企業情報を公平かつ適時・迅速な開示をすることで企業価値を適正に評価頂き、継続的な信頼関係を構築出来るよう努めてまいります。 ■情報開示の方法 「適時開示規則」に該当する情報の開示は、株式会社東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム（TDnet＝Timely Disclosure Network）を利用して報道機関等に情報を公開するとともに、登録後は速やかに当社ホームページにも掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役又はIR担当部門による個人投資家向けの説明会を適宜開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回、アナリストや機関投資家向けの決算説明会を開催し、代表取締役が事業の状況や業績、今後の経営方針等について説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の検討事項と考えています。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトに、決算情報及び決算情報以外でも適時開示を行った内容は全て掲載し、四半期毎の有価証券報告書及び四半期報告書も掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：グループ経営推進室	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	■Mission 可能性を解き放つ ～人の持っている可能性を信じ、自由で活き活きとした人間社会を実現する～ ■Vision 世界を拡げるプロフェッショナルカンパニー ■Value ･Learn　学びまくる ･Engage　言ったことはやる ･Think　考え抜く、思い尽くす ･Un-hesitate　まずやってみる ･Surprise　驚かせる ■経営の基本原則 ･お客様の成長に貢献する ･個人の創造性と個性を尊重する ･誠実に徹する
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境法令と社内規則を遵守し、すべての事業活動において、環境にやさしい取組みを積極的に行います。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適切な広報活動を通じて、会社の正しい評価･理解を得るよう努めます。 さらに、会社の経営状況および企業活動全般について正しくご理解いただくために、株主、お客様等に対し、適時･適切な情報開示に努めます。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、透明性及び公正性の高い経営体制を実現すべく、内部統制の運用強化を実践しております。取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会で決議した内容は、以下の通りとなっております。

1．当社取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役会は、定例取締役会を原則として毎月開催し、法令に定める職務のほか、経営の基本方針・戦略その他重要な業務執行の決定を行う。
(2) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、職務執行の状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視する。
(3) 当社の監査等委員会は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務の執行を監査する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 取締役の職務の執行に係る情報（文書その他の関連資料及び電磁的媒体に記録されたものを含む）については、法令及び文書管理規程等に従って作成及び保存し、取締役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。
(2) 情報資産の管理については、情報セキュリティ委員会を中心に、情報セキュリティマネジメントシステムの整備を推進するとともに、個人情報保護方針を定めて対応する。

3．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社及び子会社の経営に対する損失の危険に対処すべく、当社及び子会社それぞれの事業領域、事業環境に応じたリスクの把握を行い、危機発生時に必要な対応の方針と体制を整備する。当社及び子会社の経営リスクに対する適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、管理体制を監査し、改善を図る。
(2) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営企画室長をリスク管理担当者とし、経営会議において十分な審議を行うことで、重大事案発生の未然防止及び重大事案発生時の損失最小化を図る。
(3) 増大する情報リスクに対応するため、情報セキュリティ方針を策定し、情報セキュリティ全般について、情報セキュリティ委員会が監視・管理する。
(4) 法務関連のリスクについて、法務担当部門において契約書の事前審査を行い、内容に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、適切に管理する。

4．当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社の内部監査担当部門において、内部監査規程に基づき、当社及び子会社の各部門における各業務プロセスについて内部監査を実施し、監査結果を社長に直接報告するとともに、不正の発見・防止と業務プロセスの改善指導を行う。
(2) 当社及び子会社内の内部通報制度としてスピークアップ制度を導入し、当社及び子会社の使用人等は、社内においてコンプライアンス違反行為が生じ、または生じようとしている事実を知った時は、当窓口に通報することができる。会社は、正当な理由なく、内部通報の内容及び調査で得られた個人情報を開示することを禁止されており、内部通報をした者に対して、そのことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
(3) 個人情報管理規程に基づき、個人情報の適正な保護に努める。

5．当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 毎月の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、重要事項に対して、迅速に対応する。
(2) 取締役及び各部門長を中心とする経営会議を原則として月１回以上開催し、業務の詳細な事項について協議するとともに、迅速な意思決定と柔軟な組織対応が可能な体制を構築する。
(3) 職務分掌規程、職務権限規程等の規程を整備し、決裁権限を明確化することにより、経営活動における意思決定と実行の効率性を確保するとともに、責任の明確化を図る。

6．会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 関係会社管理規程を定め、子会社の経営管理及び内部統制システムの整備を行う。
(2) 子会社の取締役等は、必要に応じ当社の取締役会及び経営会議に出席し、各社の事業の状況、コンプライアンスに関する事項、リスク情報等を報告、共有し、意見交換を行う。
(3) 当社の監査等委員会及び内部監査担当者が子会社各社に対する監査を実施し、適宜改善指導等を行う。

7．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人、その独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会の職務を補助する者を、当社の使用人から任命する。
(2) 監査等委員会の職務を補助する使用人の独立性確保のため、当該使用人に対する指揮命令権は監査等委員会が有し、その任命、異動、評価、懲戒等人事に係る事項は、監査等委員会の事前同意を得る。

8．当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等が監査等委員会に報告をするための体制及びその監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。）及び使用人並びに子会社の取締役等は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正の事実若しくは当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
(2) 監査等委員は、当社の経営会議に出席し、取締役の職務の遂行に関する報告を受けることができる。又、監査等委員会は、いつでも必要に応じて、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等に対して、その職務の執行に関する事項について報告を求めることができる。
(3) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針、当社の対処すべき課題、当社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見を交換する。
(4) 内部監査部門は、監査等委員会との情報交換を行う等監査等委員会と緊密な連携を保持する。
(5) 監査等委員会は、監査法人との間で年間監査計画の確認を行うとともに、定期的に意見交換を行い、監査法人との相互連携を図る。
(6) 監査等委員会への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として、いかなる不利益な取り扱いは行わない。

9．監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針

に関する事項
監査等委員がその職務の執行について、費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことが明らかである場合を除き、所定の手続に従い当該費用又は債務を処理する。

10．財務報告の信頼性を確保するための体制
当社およびその子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、その整備及び運用状況について継続的に評価し、必要な措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、「反社会的勢力排除に関する規程」に基づき、当社およびその子会社の全役職員が一体となって反社会的勢力排除に向けた取り組みを行う。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

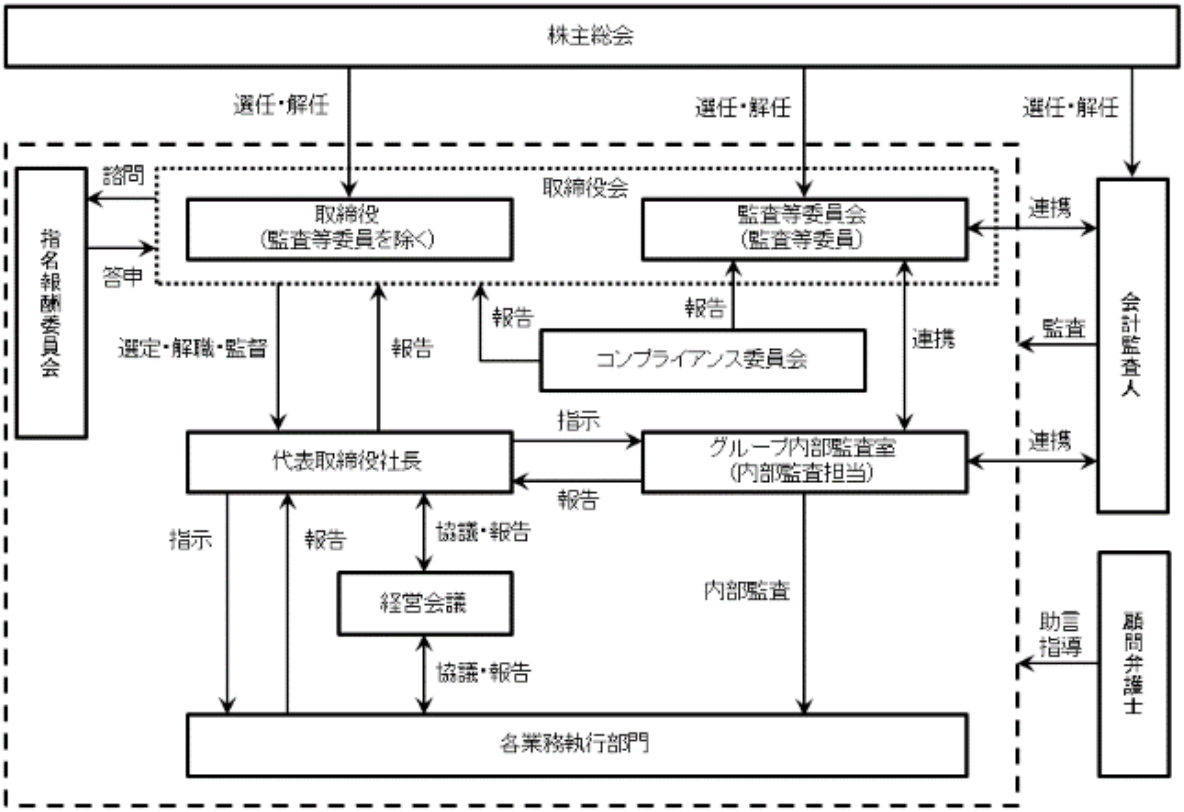
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

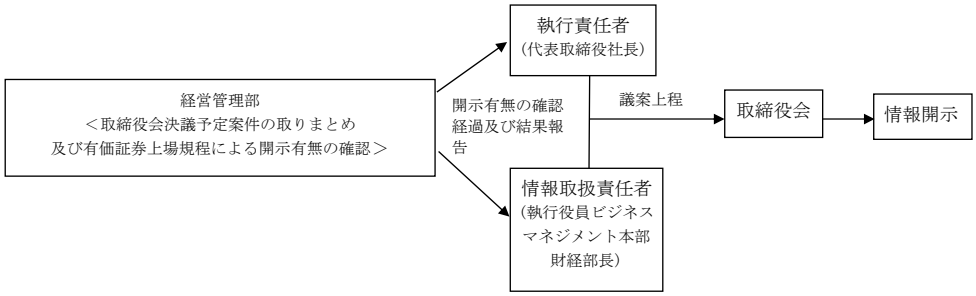
―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

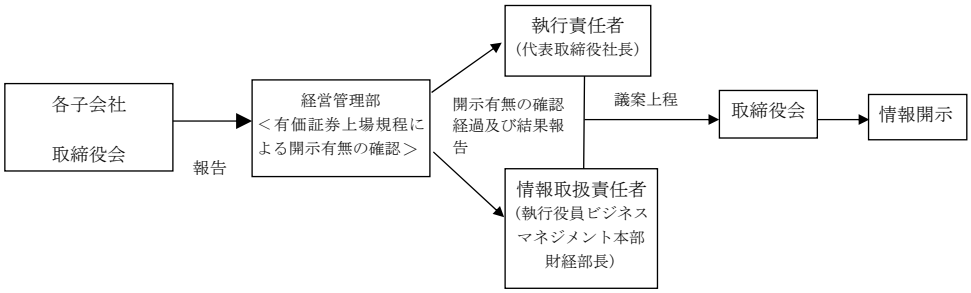
コーポレート・ガバナンス体制と適時開示体制について、模式図（参考資料）を参照ください。



＜当社に係る決定事実・決算に関する情報等＞



＜子会社の決定事実に関する情報＞



＜当社グループに係る発生事実に関する情報＞

